



お問い合わせ 保健福祉総合センターげんき荘 地域包括ケア推進係 ☎0982(72)6900

目指そう!認知症とともに生きるまちづくり

認知症は、脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったりすることによって起こる脳の病気で、誰でもなる可能性があります。認知症は加齢とともに発症リスクが高くなるので、人口の半分近くが高齢者の本町ではより身近な話になります。

新しい認知症観をご存じですか?

認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができる考え方です。本町でも「たとえ認知症になっても、住み慣れた地域で生活できるように」高齢者や認知症の方が過ごしやすい町づくりを推進しています。

本町で取り組んでいる認知症予防事業

★ いきいきオレンジ・ケアパス (認知症ケアパス)

状態に応じて適切なサポートが受けられるよう、どのような状態の時に、どのような支援が受けられるのか、大まかな目安を示したものです。認知症の方が家族と安心して住み慣れた地域で暮らしていけるよう、冊子に情報をまとめています。



★ ふじ光の会とおれんじかふえ

認知症家族の会「ふじ光(あかり)の会」と、おれんじかふえ「来夢里(こぶり)」の運営支援を行っています。「ふじ光の会」では、年2回の講演会と座談会、「来夢里」では、毎月第1金曜日と第3水曜日の午前中に、高齢者や認知症の方の楽しみや生きがいづくり、閉じこもり予防を支援しています。

★ 認知症チェック

ご家族や身近な方の状態を簡単な質問項目でチェックできます。

<検索方法> 高千穂町ホームページ→くらし・行政→高齢・介護→認知症簡易チェックサイト

右記のQRコードからも
チェックできます。

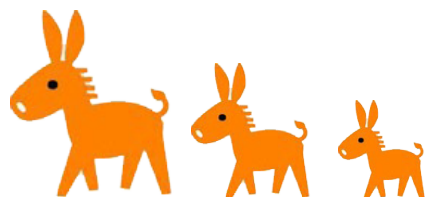


認知症と難聴の関係

認知症の研究が進むにつれ、発症の様々な危険因子が分かっています。

その中でも難聴が発症につながる危険性が高く、難聴が改善すれば、認知症の方の割合が7%減るといわれています。

認知症を予防するためにも、「聞こえづらさ」に気づき、早期に受診・治療することが大切です。



★ 認知症サポーター中学生養成講座

認知症の方への理解と接し方や、中学生としてできることを一緒に考え、実際に介護を体験された方の体験談や認知症家族の会(ふじ光(あかり)の会)の活動内容を交えて講話を行います。講座終了後には「認知症サポーターカード」をお渡ししています。中学生以外でも、認知症サポーター養成講座の受講希望があれば、10名程度集まればどこでも実施します。



★ キッズサポーター

小学4年生を対象に、年齢を重ねた時の身体の変化や認知症の症状について説明し、認知症についての対応を考えてもらいます。終了後には「キッズサポーターカード」とおれんじかふえで作成した「草木染のハンカチ」をお渡ししています。



認知症予防事業に関するお問い合わせは、
地域包括支援センター ☎0982-72-6900へ



お問い合わせ 町民生活課 国民年金係 ☎0982(73)1203

障害基礎年金について

障害年金は、病気やケガによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。障害年金を受け取るには、年金の納付状況などの条件が設けられています。

受給の要件

つぎの①から③のすべての要件を満たしているときは、障害基礎年金が支給されます。

①障害の原因となった病気やけがの初診日が、次のいずれかの間にあること。

- ・国民年金加入期間
- ・20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満で年金制度に加入していない期間

②障害の状態が、障害認定日(障害認定日以後に20歳に達したときは、20歳に達した日)に、障害等級表に定める1級または2級に該当していること。

③初診日の前日に、初診日がある月の前々月までの被保険者期間で、国民年金の保険料納付済期間(厚生年金保険の被保険者期間、共済組合の組合員期間を含む)と保険料免除期間をあわせた期間が3分の2以上あること。

ただし、初診日が令和18年3月末日までにあるときは、初診日において65歳未満であれば、初診日の前日において、初診日がある月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がなければよいことになっています。

また、20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件は不要です。

障害の程度

●障害の程度1級

他人の介助を受けなければ日常生活のことがほとんどできないほどの障害の状態です。身のまわりのことはかろうじてできるものの、それ以上の活動はできない方(または行うことを制限されている方)、入院や在宅介護を必要とし、活動の範囲がベッドの周辺に限られるような方が、1級に相当します。

●障害の程度2級

必ずしも他人の助けを借りる必要はなくても、日常生活は極めて困難で、労働によって収入を得ることができないほどの障害です。例えば、家庭内で軽食をつくるなどの軽い活動はできても、それ以上重い活動はできない方(または行うことを制限されている方)、入院や在宅で、活動の範囲が病院内・家屋内に限られるような方が2級に相当します。

年金額

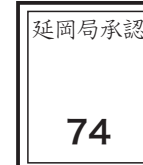
- 1級 105万9,125円+(子の加算額)…68歳以下
105万6,125円+(子の加算額)…69歳以上
- 2級 84万7,300円+(子の加算額)…68歳以下
84万4,900円+(子の加算額)…69歳以上

【子の加算額】
●2人まで …1人につき24万3,800円
●3人目以降の子…1人につき 8万1,300円
子の加算額は、その方に生計を維持されている子がいるときに加算されます。
なお、子とは18歳になった後の最初の3月31日までの子、または20歳未満で障害等級1級または2級の状態にある子です。

※令和8年4月分から年金額が改訂されました。

郵便はがき

料金受取人払郵便



差出有効期限
令和8年12月
19日まで

8 8 2 1 1 9 0

宮崎県西臼杵郡
高千穂町大字三田井 13 番地

高千穂町役場
企画観光課 行



ご住所 □□□□□□□□

電話番号 () -

おなまえ

ペンネーム

※記入がない場合はイニシャルで表記させていただきます

点線に沿ってお切りください郵便はがきも可